

耐震診断

建設課（吉備庁舎）

●補助内容

- ・木造住宅／無料で木造耐震診断士を派遣
- ・非木造住宅／耐震診断費用の3分の2を補助（上限8万9,000円）
- 補助対象建物／次のすべての条件を満たす建物が対象
- ・有田川町内に存する個人所有のもので申請者が対象建物に居住または居住する予定であるもの。
- ・平成12年（2000年）5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居として使用しているもの）、長屋または共同住宅。
※非木造住宅は昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅のみ対象。
- ・地上階数が2以下かつ延べ床面積200㎡以下のもの。
- ※木造住宅について、枠組壁工法、丸太組工法、鉄骨造等との混構造、建築基準法旧38条の認定工法は対象外となります。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み方法／申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

- ・申込書の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室
※申込書は、町ホームページからも取得できます。
- ・受付期間／5月8日（月）～12月22日（金）
※役場開庁日時に伴う。 ※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切ります。
※着工後の申請は受け付けません。



耐震診断の結果

耐震性が低い場合に次の補助が受けられます

住宅の耐震改修費の一部補助

個人所有の戸建て住宅、長屋および共同住宅について、基準を満たす耐震改修（現地建て替えを含む）を行う場合、耐震改修費の一部を補助する制度です。

建て替え後の住宅は、省エネ基準を満たす必要があります。

- 補助金の額／上限116万6,000円
- 募集戸数／3戸
- 申し込み方法／申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。
- 申込書の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室
※申込書は、町ホームページからも取得できます。
- 受付期間／5月8日（月）～5月19日（金）
※役場開庁日時に伴う。
※受付期間内に募集戸数を上回った場合は抽選となります。
※受付期間内に募集戸数に満たなかった場合は、12月22日（金）までの期間、募集戸数に達するまで先着順に受け付けます。
※着工後の申請は受け付けません。

その他にも補助が受けられます

耐震ベッド・耐震シェルター設置などの補助事業があります。詳しくは町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要です。有田川町では、住宅の耐震化を促進し地震に強いまちづくりを進めるため、補助事業を実施しています。

住宅の地震対策はできていますか？